
「共同募金」のしくみ



社会福祉法人福島県共同募金会

二本松市共同募金委員会

共同募金運動とは

赤い羽根共同募金は、民間の運動として戦後直後の1947年（昭和22年）に市民が主体の取り組みとしてスタートしました。当初は戦後復興の一助として、戦争の打撃を受けた福祉施設を中心に資金支援する活動としての機能を果たしてきました。

その後、「社会福祉事業法（平成12年社会福祉法に改正）という法律をもとに「民間の社会福祉の推進」に向けて、社会福祉事業の推進のために活用されてきました。

そして60年以上たった今、社会が大きく変化する中で、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む、民間団体を支援する仕組みとして、また、市民のやさしさや思いやりを届ける運動として、共同募金は市民主体の運動を進めています。

赤い羽根共同募金は、市民自らの行動を応援する、「**自分の町を良くするしくみ。**」です。

共同募金と法律

社会福祉法（社会福祉に関する基本法）に、共同募金および共同募金会に関する基本的なことが定められています。社会福祉法によれば、共同募金の目的は次のように定義されています。

（共同募金） 第112条

この法律において「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄付金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄付金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者（国及び地方公共団体を除く。）に配分することを目的とするものをいう。

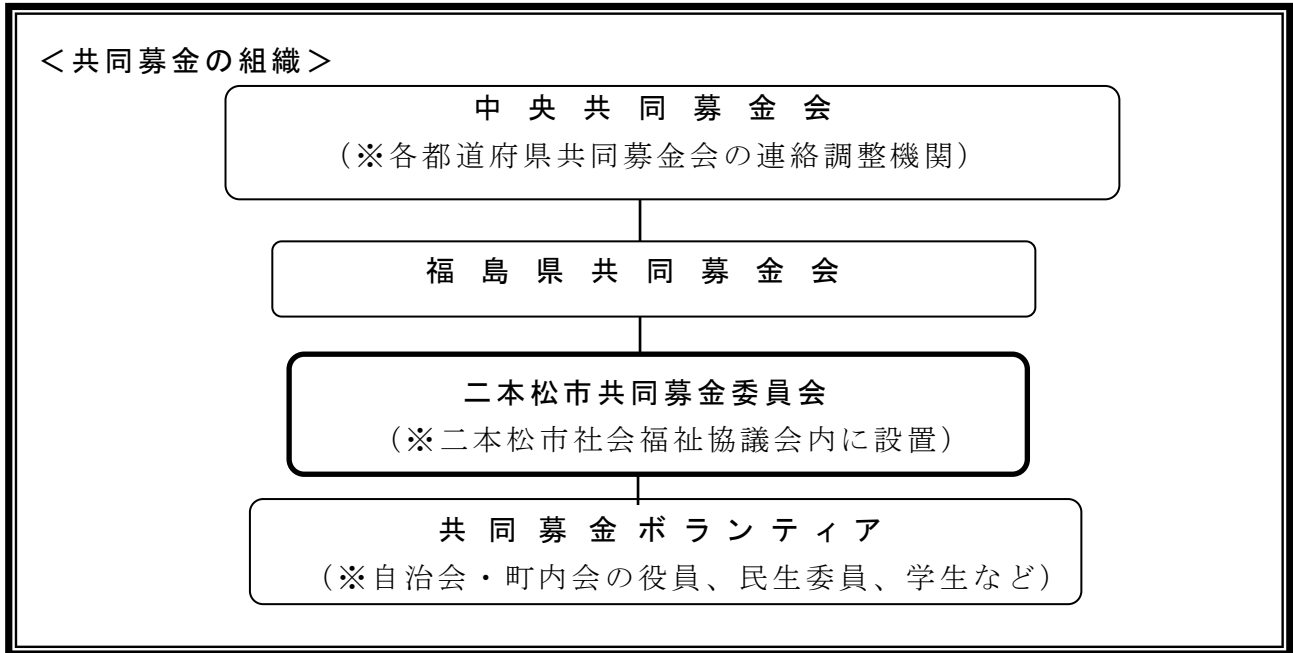
募金の種類と実施期間

毎年、10月1日から12月31日までの3ヶ月間、赤い羽根共同募金運動は全国一斉に実施されています。特に、12月1日から12月31日までの1ヶ月間は「歳末たすけあい運動」もあわせて実施されます。

	赤い羽根募金	歳末たすけあい募金
募金期間	3ヶ月 (10/1～12/31)	1ヶ月 (12/1～12/31)
配分時期	募金の翌年度	原則として当年度 (募金額が事業費を超えた場合は 翌年度の地域福祉事業に使われる)
配分内容	市内の地域福祉活動の推進と県内の社会福祉施設・団体等の活動	市内の支援の必要な方々への歳末見舞金や歳末時期の事業

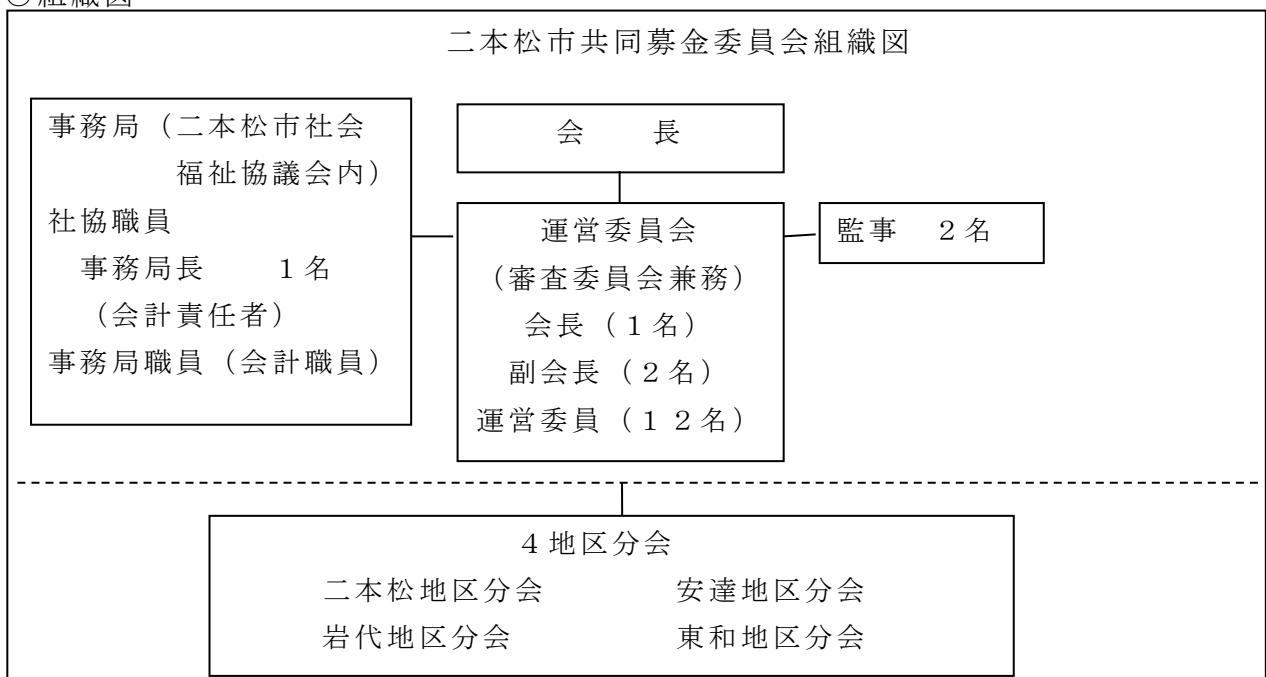
組 織

「共同募金」は国や市町村ではなく、共同募金会という民間の団体によって、都道府県を単位として行われている募金です。全国の各都道府県に県共同募金会があり、その内部組織として各市町村の社会福祉協議会に共同募金委員会と呼ばれる組織があります（下図参照）。



二本松市共同募金委員会

- 組織名 二本松市共同募金委員会
- 所在地 〒964-1404
福島県二本松市油井字濡石1番地2（二本松市社会福祉協議会内）
- 組織図



○事業（二本松市共同募金委員会会則より）

- (1) 募金活動の実施
- (2) 共同募金ボランティアの受け入れ、登録、研修並びに活動の企画
- (3) 広報及び啓発活動の実施と世論の醸成
- (4) 地域福祉に係わる資金需要の把握並びに助成申請の周知及び受付
- (5) 助成申請団体の審査及び助成申請の周知及び受付
- (6) 社会福祉協議会との連携
- (7) 助成を受ける団体等からの相談業務
- (8) 歳末たすけあい運動の推進
- (9) 関係機関との連絡調整
- (10) その他、共同募金運動の目的達成のために必要な事業

○運営委員会の決定事項（二本松市共同募金委員会会則より）

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 会則の改正
- (4) 共同募金推進計画の策定
- (5) その他、会長が必要と認める事項

○審査委員会（運営委員と兼務）の審査事項

- (1) 助成計画の策定の審査
 - ・当年度募金の配分計画及び目標額の承認（6月）
- (2) 共同募金の助成の審査
 - ・翌年度二本松市社会福祉協議会に配分される配分額の承認（3月）

○監事による監査事項

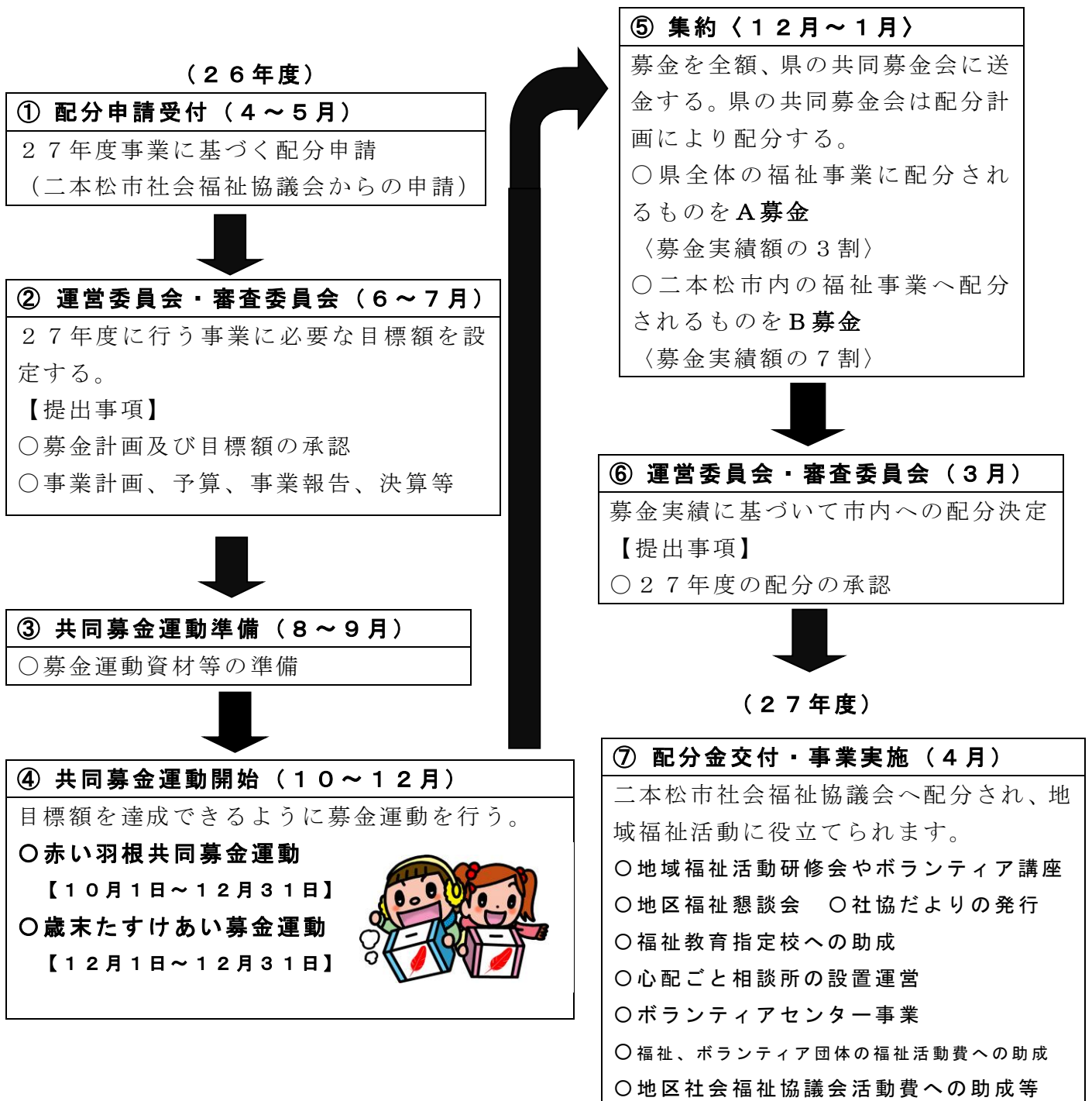
- (1) 運営委員会の執行状況及び財務を監査

共同募金は計画募金

共同募金は、使いみちや集める額（目標額）を定めることが義務付けられている募金です。運動が始まる前に、地域の多様な福祉ニーズをもとに配分の計画を立案し、その年度の募金目標額を設定しています。

なお、この目標額はあくまでも目安としてお示ししている金額ですので、必ずその金額を募金しなければならないという訳ではありません。募金は寄付者の自発的な意思を十分に尊重しなければなりませんので、共同募金の趣旨をご理解いただいたうえで、ご協力いただければと思います。

二本松市共同募金会における申請から配分までの流れ



共同募金は誰でもできるボランティア

共同募金に協力している人はみんなボランティアであり、誰でも参加することのできるボランティア活動です。各家庭や学校などで募金に協力したり、駅前などで行われる街頭募金活動に参加するというのが、地域福祉への参加の第一歩になるかもしれません。

なお、次のような寄付の方法があります。

<募金方法の種類>

- ① 戸別募金：各世帯が協力する募金
- ② 街頭募金：街頭を歩く通行人の皆さんが協力する募金
- ③ 法人募金：企業が協力する募金
- ④ 学校募金：学校へ通う児童・生徒の皆さんが協力する募金
- ⑤ 職域募金：会社で働く職員の皆さんが協力する募金
- ⑥ イベント募金：各種イベント開催時に集まった皆さんが協力する募金
- ⑦ その他の募金：公共施設へ募金箱を設置や文化団体及び任意団体からの募金

共同募金の実績額

【福島県】

平成26年度実績総額 4億3,244万2,165円

【二本松市】

平成26年度実績総額 1,559万7,801円

【内訳】

- ◆ 赤い羽根共同募金・・・ 1,059万7,507円【A募金+B募金】
 - 【A募金】470万6,000円（県全体へ配分）
 - 【B募金】589万1,507円（市内へ配分）
- ◆ 歳末たすけあい募金・・・ 500万294円
 - 【当年度】421万7,668円（市内へ配分）
 - 【翌年度】78万2,626円（ " ）

共同募金の使いみち

募金の約70%は、二本松市を良くするために使われています。

集まった募金の約70%は二本松市社会福祉協議会へ配分され、市内の地域福祉事業に使われます。残りの30%は、市区町村を超えた広域的な課題を解決するための活動に、福島県の範囲内で使われています。

- お年寄りのために ○障がいがある人のために ○子どもたちのために
- みんなが住んでいる地域のために

災害にも共同募金は使われています。

大規模な災害が起こった際の備えとして、福島県の共同募金会では、募金額の一部を「災害等準備金」として積み立てています。この積み立ては、大規模災害が起こった際に、災害ボランティア活動支援など、被災地を応援するために使われています。